



### 福島第一原発事故調査における吉田調書の原本公開に関する日乗連見解

去る 2014 年 9 月 11 日、日本政府の判断に基づき、福島第一原子力発電所の事故調査における吉田所長(当時)の証言調書が原本公開されました。今般の政府による措置に対し、私たちは将来の事故調査に及ぼす悪影響について重大な懸念を持っています。

私たちは長年にわたり、国際民間航空条約(ICAO 条約)第 13 付属書の定めにも則った「事故調査と責任追及の分離」を訴えてきました。民間航空運送事業の分野においては ICAO を中心とした 60 年以上にわたる安全向上の研究と取り組みの結果、正確な事実認定に基づく事故調査こそが、同種事故の再発防止策につながるという認識が世界標準となっています。そのためには、物的証拠や記録されたデータなどとともに、事故当事者、関係者の率直な証言が必須となります。そしてその証言は証言者や、関係者の利害関係を離れて真実を忌憚なく語っていることが重要です。

航空分野におけるこのような事故調査の理念は、広く社会一般の事故調査や安全の取り組みにも適用できるものと私たちは考えます。

今回の吉田調書の原本公開は、将来の事故調査において「忌憚のない真実の証言」を得るうえでの大きな悪影響となり、公正で科学的な事故調査を阻害する懸念があります。

#### “「聴取によって明らかになった事実の公開」と

#### 「聴取調書そのものの公開」は別次元の問題“

今回の吉田所長への事情聴取も聴取開始の時点で「調書の非公開」が約束された上で行われており、その結果として忌憚のない生々しい証言が得られていることが、奇しくも今回の原本公開によって裏付けられています。事情聴取の内容が公開されるか否か、また証言が責任追及に利用されるかどうかによって、証言者の心理は大きな影響を受け、その証言内容が大きく異なるであろうことは想像に難くありません。なぜなら証言することで、自分に不利益になるだけでなく、事故に関わった他の人々にも不利益がおよぶ恐れがあるからです。そのような状況下では、関係者から率直な証言を得ることは極めて困難になり、正確な事実に基づいた事故調査は望めません。当然、事故調査報告書自体の信頼性が損なわれ、事故の再発防止や安全性の向上に資することはできません。

(次頁へ続く)

**“社会的関心の多寡や証言者の生死の如何によって、**

**事故調査の原則が軽んじられることがあってはならない”**

福島第一原子力発電所の事故は、日本のみならず世界的にも未曾有の出来事であり、その事故原因と事故の経過がどのようなものであったかについての社会的関心は非常に高いものがあります。私たちも、本件事故の経過と、事故に対する東京電力や規制行政庁の責任は十分に明らかにされる必要があると考えますし、東京電力は情報の隠蔽をすることなく、自分たちの道義的・法的責任を果たすべきであると考えています。原発事故による被害の甚大さを考えれば、その責任の所在を明らかにさせて、十分な被害救済を求める社会的な要求は、当然のことでもあります。しかし、そのための取り組みを、事故調査によって得られた供述調書の公開に依拠して行うことには、別の問題が伴うのです。上記のとおり、事故調査の本来の目的である、事故原因の解明と再発防止という重要な価値の実現が、調書の公開によって阻害されることを憂慮せざるを得ません。

上記のような社会的関心の高さは、時として「国民の知る権利」という言葉を借りて大きな圧力となり得ます。事故調査で得られた証言等の情報をむやみに公開しないという原則は、「何人の利害にも偏らない公正な調査」が行われることが大前提ですが、事故調査委員会等の調査主幹者はこのような情報開示への圧力に屈するべきではなく、むしろ調書の原本を公開することによる、今後の事故調査における事情聴取への悪影響をこそ懸念すべきです。

また、このような情報の開示を求めることは、公正な事故調査の実現を否定することに他なりません。「非公開」を約束して事情聴取しておきながら、本人の死後は公開されたという事実は、今後の事情聴取時に証言者を萎縮させ警戒させ、結果として詳細な証言が得られなくなるのと懸念を含んでいます。

**“証言調書の非公開は「国民の知る権利」を決して侵害するものではないこと”**

本来、事情聴取の内容は事故調査完了後の事故調査報告書の内容をもって、国民に開示されることが想定されています。これによって「国民の知る権利」が保障されるのがあるべき姿です。事故調査の出発点は「何が起こったか可能な限り正確に知る」ことであり、その正確な事実認定に基づいた事故の推定原因があつてこそ、今後取るべき方策を導き出すことが出来るのです。

正確で十分な証言や情報によって事故調査が行われてこそ、社会の安全性の向上と事故の真相を知ることにつながり、国民の「知る権利」とも両立すると私たちは確信しています。

今回の吉田調書の原本公開は、事故関係者が萎縮することなく率直に証言できる環境を阻害し、公正で科学的な事故調査の実現に大きな障害となる可能性があります。私たちはこれからも、あらゆる分野における公正で科学的な事故調査の実現に向けて取り組みを続けていきます。